

44宇宙委第6号

昭和44年1月20日

殿

宇宙開発委員会委員長 木内 四郎

第3回宇宙開発委員会定例会議の開催について

標記会議を下記により開催しますので、ご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和44年1月22日(水) 午後2時~4時
2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
3. 議 題 (1) 昭和44年度宇宙開発関係予算について  
(2) その他

才3回宇宙開発委員会議事次第

1. 昭和44年度宇宙開発関係予算案について
2. 宇宙開発事業団について
- 3 その他

配布資料

委3-1 才18回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委3-2 才1回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委3-3 才2回宇宙開発委員会臨時会議議事要旨

委3-4 昭和44年度宇宙開発関係経費の概算額概要

委3-5 宇宙開発事業団法案案網〈才1次案〉

### 第18回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

1. 日 時 昭和43年 / 2月25日(水) 午後2時～4時
2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
3. 議 題
  - (1) 第17回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の  
確認
  - (2) 第7回ロケット打上げ実験計画(宇宙開発推  
進本部)についての説明
  - (3) 昭和43年度第2次観測ロケット実験計画(東  
京大学宇宙航空研究所)についての説明
  - (4) 日米技術協力について

#### 4. 出席者

委員長代理	山 泉 昌 夫
委 員	岡 義 長
委 員	大 野 勝 三
委 員	吉 謙 雅 夫

#### 関係行政機関職員

宇宙開発推進本部総括開発官	黒 田 泰 弘
外務省国際連合局外務参事官(代理: 国際連合局科学課長 矢田部 厚 彦)他	
文部省大学学術局審議官(代理: 大学学術局学術課 鈴 木 喬)	
東京大学宇宙航空研究所教授	野 村 民 也
通商産業大臣官房審議官(代理: 重工業局航空機武器課 松 本 久 男)	
通商産業省工業技術院総務部長(代理: 工業技術院総務部 総務課 若 林 俊一郎)	

運輸省大臣官房参事官室（代理：官房技術調査官  
清水正義）

気象庁総務部長（代理：観測部高層課  
中村繁）

海上保安庁総務部長（代理：水路部編曆課  
山崎昭）

郵政省電波監理局審議官（代理：電波監理局技術調査課長  
野村康雄）

郵政省電波監理局無線通信部長（代理：電波監理局技術調  
査課 金田秀夫）

#### 事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長 山野正登 他

#### 5. 配布資料

- 委 / 8 - 1 第 / 7 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委 / 8 - 2 第 7 回ロケット打上げ実験計画書
- 委 / 8 - 3 昭和 43 年度第 2 次観測ロケット実験計画概要
- 委 / 8 - 4 日米技術協力に関する米側メモの原文および訳  
文ならびに日本側回答

#### 6. 議事要旨

##### (1) 前回議事要旨の確認

「第 / 7 回宇宙開発委員会定例会議議事要旨」が確認された。

##### (2) 第 7 回ロケット打上げ実験計画（宇宙開発推進本部）につい ての説明

宇宙開発推進本部 黒田総括開発官から第 7 回ロケット打上  
げ実験計画について説明があつた。

##### (3) 東京大学宇宙航空研究所 野村教授から昭和 43 年度第 2 次 観測ロケット実験計画について説明ののち、委員の質問に対し

次のような補足説明があつた。

(イ) L-4 S型ロケットは、過去に3回の飛しよう実験を行なつており、実験の都度、改良を行なつてきた。

今回は、3号機における第3段ロケットの不点火および第4段の結合の不確実さにつき改良を加えたほか、全般的な信頼性の向上を図つた。

(ロ) 東京大学宇宙航空研究所は、科学衛星打上げ用ロケットの開発については、従来からの方針どおり技術導入を行なう考えはない。

(ハ) L-4 S型ロケットは、姿勢制御のみを行ない、誘導制御を行なわないが、これは、その方が経費がかからず、計画が早期に達成できるからである。

(ニ) 今回打ち上げるL-4 S-4号機については、その姿勢制御の誤差を $\pm 10^\circ$ の範囲内におさえれば第4段を地球をまわる軌道に乗せることができると考えている。しかし、これができなかつた場合、Mロケットによる科学衛星計画に変更を加える必要が生ずるかどうかは、その失敗の原因いかんによる。

(4) 日米技術協力について

事務局から「日米技術協力に関する米側メモの原文および訳文ならびに日本側回答」について報告があつた。

第1回宇宙開発委員会定例会議事要旨

- 1. 日時 昭和44年1月8日(水) 午後2時~4時
- 2. 場所 科学技術庁 第2会議室
- 3. 議題 昭和44年度宇宙開発関係予算について
- 4. 出席者

委員 長 木 内 四 郎  
 委 員 山 梶 昌 夫  
 委 員 関 義 長  
 委 員 大 野 勝 三  
 委 員 吉 識 雅 夫

関係行政機関職員

科学技術政務次官 平 泉 渉  
 科学技術事務次官 藤 波 恒 雄  
 科学技術庁長官官房長 馬 場 一 也  
 科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫  
 科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官 謝 敷 宗 登  
 文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課  
 飯 田 益 雄)他  
 通商産業大臣官房審議官(代理:重工業局航空機武器課  
 松 本 久 男)  
 通商産業省工業技術院総務部長(代理:総務部総務課  
 若 林 俊一郎)  
 運輸省大臣官房参事官(代理:官房政策課首席技術調査官  
 高 力 章)他  
 気象庁総務部長(代理:気象庁気象研究所総務部長  
 野 村 武 夫)他

海上保安庁総務部長（代理：水路部編曆課  
山崎昭）他

郵政省電波監理局審議官（代理：電波監理局技術調査課  
金田秀夫）他

郵政省電波監理局無線通信部長 大塚次郎

建設大臣官房技術参事官（代理：大臣官房技術調査官  
上村克郎）

### 事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長（代理：研究調整局宇宙企画課  
辻栄一）

科学技術庁研究調整局宇宙開発課長 園山重道 他

### 5. 配布資料

委 / 9-1 / 昭和44年度宇宙開発関係予算大蔵省内示額

### 6. 議事要旨

科学技術庁、文部省、通商産業省、運輸省、郵政省および建設省から、それぞれの昭和44年度宇宙開発関係予算大蔵省内示額について説明を聴取した。

第2回宇宙開発委員会臨時会議議事要旨

1. 日 時 昭和44年1月10日(金) 午後2時~4時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 (1) 部会構成について  
(2) 昭和44年度宇宙開発関係予算について

4. 出席者

委員長代理 山 県 昌 夫  
 委 員 関 義 長  
 委 員 大 野 勝 三  
 委 員 吉 識 雅 夫

関係行政機関職員

科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫

科学技術庁研究調整局宇宙開発参事官 謝 敷 宗 登

通商産業大臣官房審議官(代理:重工業局航空機武器課  
伊 藤 健 一)

通商産業省工業技術院総務部長(代理:工業技術院総務部  
総務課 若 林 俊一郎)

海上保安庁総務部長(代理:水路部編曆課  
山 崎 昭)

郵政省電波監理局無線通信部長 大 塚 次 郎

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長(代理:研究調整局宇  
宙企画課 辻 宋 一)他

5. 配布資料

委2-1 昭和44年度宇宙開発関係予算大蔵省内示領



## 委2-2 部会構成

### 6. 議事要旨

#### (1) 部会構成について

事務局から専門委員の発令について報告があつたのち、開発計画総合部会、ロケット開発計画部会および人工衛星開発計画部会の各部会の構成を別紙のとおり決定した。

#### (2) 昭和44年度宇宙開発関係予算について

事務局から関係各省庁昭和44年度宇宙開発関係予算大蔵省  
内示に対する復活要求の概要について説明を聴取し、これを了  
承した。

昭和44年度宇宙関係経費の概算額総括表

44. 1. 22

科学技術庁

(単位 千円)

省 庁	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額			備 考
		宇宙開発関係経費※	その他の宇宙関係経費 ※※	合 計	
科学技術庁	④ 1,874,050 3,269,442	④ 6,046,064 5,710,991	—	④ 5,046,064 5,710,991	
文 部 省	④ 530,000 3,068,699	④ 597,000 1,848,639	1,228,675	④ 597,000 3,077,314	
通商産業省	153,000	114,300	—	114,300	
運 輸 省	145,816	22,604	101,727	124,331	
郵 政 省	④ 498,136 716,907	④ 42,000 107,092	④ 376,000 113,076	④ 418,000 220,168	
建 設 省	4,763	28,535	—	28,535	
合 計	④ 2,902,186 7,358,627	④ 5,685,064 7,832,161	④ 376,000 1,443,478	④ 6,061,064 9,275,639	

※ 宇宙開発関係経費は、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットの開発等宇宙開発委員会の所掌に属する経費である。

※※ その他の宇宙関係経費は、人工衛星利用技術および観測ロケット等宇宙開発委員会の所掌に属さない経費である。

計数整理により金額が変動する場合がある。

昭和44年度宇宙開発関係経費の概算額概要

(単位 千円)

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
科学技術庁	研究調整局	宇宙開発委員会経費	10,446	10,747	
		種子島周辺漁業対策事業費		350,000	
		その他	15,217	17,538	
		小計	25,663	378,285	
	航空宇宙技術研究所	宇宙開発関係経費	債 326,250 669,365	787,395	
	宇宙開発推進本部	人当経費および特別経費(6ヶ月分)	債 1,547,800 2,574,414	1,486,311	43年度予算額については、総予算額
	宇宙開発事業団	政府よりの補助金		247,000	
		政府よりの出資金		債 5,046,064 2,812,000	
		小計		債 5,046,064 3,059,000	
		計	債 1,874,050 3,269,442	債 5,046,064 5,710,991	
文部省	東京大学 宇宙航空研究所	科学衛星研究経費	債 530,000 1,302,655	債 597,000 1,009,940	
		Mロケット開発経費	810,432	838,699	
	計	債 530,000 2,113,087	債 597,000 1,848,639		

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
通業 商 産省	工業技術院	試験研究所特別研究経費	113,000	114,300	
	計		113,000	114,300	
運 輸 省	気象庁	気象業務への導入のための研究経費	9,228	12,491	
	海上保安庁	測地業務への導入のための施設整備経費	31,428	0	
	電子航法研究所	衛星航法システムの開発経費	7,863	10,113	
	計		48,519	22,604	
郵 政 省	電波研究所	電離層観測衛星の開発経費	④ 498,136	28,092	
		実験用通信衛星の開発経費	599,190	④ 42,000	
	計		④ 498,136 599,190	④ 42,000 107,092	
建 設 省	国土地理院	測地衛星観測等経費	4,763	28,535	
	計		4,763	28,535	
合 計			④ 2,902,186 6,148,001	④ 5,685,064 7,832,161	

昭和44年度宇宙関係経費(宇宙開発委員会の所掌に属さないもの)の概算額概要

(単位 千円)

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
文 部 省	東京大学 宇宙航空研究所	一般ロケット観測経費	463,697	385,753	
		太陽活動期国際観測年ロケット観測経費	—	275,891	
		飛しよう経費	97,948	104,335	
		共通経費	369,705	412,829	
		国際宇宙観測共同事業経費	—	0	
		大気球観測経費	19,662	49,867	
		小計	951,012	1,228,675	
	東京大学東京天文台	人工衛星観測経費等	4,600	—	
		計	955,612	1,228,675	
通産 業 商 省	工業技術院	試験研究補助金	40,000	—	
		計	40,000	—	
運 輸 省	気象庁	気象ロケット観測業務	90,491	89,834	
		気象衛星資料の利用業務	375	2,136	
		気象研究所	ロケット観測による超高層大気の研究	6,431	9,757
		計	97,297	101,727	
郵 政 省	電波研究所	宇宙通信の実験研究	117,717	113,076	
		衛星管制施設	—	④ 376,000	
		計	117,717	④ 376,000 113,076	
	合	計	1,210,626	④ 376,000 1,443,478	

昭和43年度才2次観測ロケット実験経過

44, 1, 22, 現在  
東京大学宇宙航空研究所

ロケット	飛 上 方 月 日 時 分	発 射 条 件				飛 上 方 結 果			目 的
		発射角 (°)	地上風 (m/s)	気温 (°C)	天候	高 度 (Km)	水平距離 (Km)	飛行時間 (sec)	
MT-135-38	1月4日 11時00分	75°	南西 1	6	晴	57.1	—	—	気温・風の観測
MT-135-39	1月4日 14時00分	75°	西南西 3	8.5	晴	58.5	—	—	〃
MT-135-40	1月5日 11時00分	77°	0	11	曇	58.8	—	—	〃
MT-135P-1	1月5日 14時00分	76°	東北東 0.5	14.5	曇	43.8	—	—	〃
K-9M-25	1月8日 11時10分	76°	西南西 1	7.5	晴	343	400	578	低エネルギー電子及び荷電粒子、 フォラスマ波、磁場の観測
SO-250B-1	1月8日 15時00分	73°	西北西 1	9.5	晴	26	60	205	高空における推力中断装置の試験
K-8-15	1月9日 16時40分	80°	西南西 1	12	快晴	188	245	447	電子密度、電子エネルギー分布および 空間電位、磁場の観測
S-300-1	1月9日 19時45分	78°	南西 1	11	快晴	—	—	—	トリメチルアルミニウムによる上層風 の観測及びオゾン分布の観測
K-10C-1	1月12日 14時10分	74°	南西 2	10.5	曇	229	520	489	高空、高速におけるフレアによる安定 性の試験及びオゾンの観測
K-10-4	1月14日 19時00分	74°	北西 2	9.5	曇	229	410	524	地球コロナ紫外放射、宇宙X線、電子密度、 電子温度、イオン組成、赤外線による黄道光の観測
L-3H-4	1月16日 11時28分	77°	南東 2	9	晴	—	—	—	電子密度、電子温度、イオン密度、イオン質量、 フォラスマ、電波雑音、サイクロトロン安定性の 観測
S-300-3	中 止	—	—	—	—	—	—	—	ナトリウム弾及びバリウム弾による上層風の観測
K-9M-24	1月19日 21時00分	79°	北西 4	13.5	晴	328	343	561	夜間大気光、オゾン、電子密度、フォラスマ 波の観測



宇宙開発事業団法案要綱（第一次案）

昭和四十四年一月二十一日

科学技術庁

第一 目的

宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、  
 打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、もつて宇宙の開  
 発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとするこ  
 と。

第二 資本金

宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の資本金は、その設立に  
 際し、政府及び政府以外の者が出資する金額（事業団成立の時に  
 科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所の業務の用に供して

いる特定の財産の価額に相当する額を含む。)の合計額とする。ともに、事業団はその資本金を増加することができ、この場合において、政府は事業団に追加して出資することができるものとする。

### 第三 役員

1 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置き、これらのほか非常勤の理事二人以内を置くことができるものとする。

2 理事長は、宇宙開発委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

3 副理事長及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命するものとする。

4 監事は、宇宙開発委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命するものとする。

### 第四 業務の範囲

1 事業団は、第一の目的を達成するため、次の業務を行なうものとする。

(イ) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下「人工衛星等」という。)の開発(これに必要な研究を含む。以下同じ。)並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行なうこと。

(ロ) 人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行なうこと。

(ハ) 委託に応じ、前各号の開発並びに前号の打上げ及び追跡を行なうこと。

(ニ) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。



(ホ) 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(ハ) 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項の業務を行なうほか、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する研究のための施設及び設備を宇宙開発を行なう者の利用に供することができるものとする。

#### 第五 業務運営の基準

事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわなければならないものとする。

#### 第六 財務及び会計

1 事業団は、毎事業年度開始前に当該事業年度の事業計画、予算及び資

金計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする  
ること。

2 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。

3 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができるものとする。

## 第七 監督

事業団は、内閣総理大臣が監督するものとし、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

第八 その他

権利義務の承継等宇宙開発推進本部の廃止に伴う措置その他所要の規定をおくほか、関係法律について所要の改正を行なうものとする。